

《高圧・特別高圧の太陽光発電設備の連系を予定されている方への重要なお知らせ》

太陽光発電（無制限・無補償ルール）の出力制御に関する今後のお手続きについて

平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は、国や電力広域的運営推進機関において定められた「優先給電ルール」に基づき、火力発電設備の出力制御や揚水発電設備の運転、地域間連系線を活用した広域的な系統運用等により需給バランスの維持に努めております。しかし、中部エリアにおいては、太陽光発電設備等の再生エネルギーを中心とした発電設備の連系量が増加（太陽光発電設備および風力発電設備の連系量の合計は2020年12月末時点で986万kW）傾向にあり、これらの対策を行ってもなお、供給が需要を上回る場合には、電力の安定供給を維持する観点から、同ルールに基づき、再生エネルギー発電設備の出力制御を行う必要があります。

このような状況の中、2020年3月に開催された国の審議会において、出力制御の高度化を図る観点から、「再生エネルギー出力制御システムの構築」および「出力制御機能付PCSへの切替」を順次進めるべきの方針が示されたこと、さらに2021年4月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）施行規則」が改正されたことをうけ、お客さまと出力制御に向けた協議を進めさせていただきます。

つきましては、出力制御について、以下の対応をお願いいたします（FIT法省令、約款、要綱等においても、出力制御に応じていただく必要がある旨が規定されております。）。



今回お客さまにご対応いただく内容

今後のお手続きや連絡等を円滑に行うため、特定契約の締結までに、「入カフォーム（インターネット）へのご登録」または「出力制御に関する必要書類のご返送」が必要となります（詳細は裏面以降をご覧ください。）。

【注意事項】

- 今後、出力制御対象となる設備については、連系開始前までに出力制御機能付PCSを設置（切替）いただく必要があります（詳細は別途ご案内いたします。）。ご対応いただけない場合、ご契約が解約（廃止）となり、売電ができない可能性があります。
- 現時点において、弊社仕様の出力制御機能付PCSが各メーカーより販売されていないため、販売開始時期が判明次第、別途ご案内いたします。
- 出力制御の対象となる全てのご契約に対しダイレクトメールをお送りしています。複数のお申込みをされているお客さまにおかれましては、複数のダイレクトメールが届く場合がありますが、何卒ご了承をお願いいたします。

お手続きやご契約内容等にご不明な点は下記までお問い合わせください。



中部電力パワーグリッド株式会社
ネットワークコールセンター

0120-574-898

受付時間
9時～20時



<https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/ippan/powerconnection/facility/fcl.questions/>

《重要》特定契約の締結までにご対応が必要となるお手続き

＜お手続き方法＞

- ◆以下の URL または QR コードから入力フォームへ進んでいただき、必要事項をご登録ください。

<https://www.chuden.jp/a/sys/git18376/788619/index.html>



※上記方法が難しい場合は、以下の URL または QR コードから資料（「出力制御に関するご確認事項」）をダウンロードいただき、必要事項をご記入のうえ郵送にてご返送ください。

https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/ippan/powerconnection/facility/fcl_sunlight/



【注意事項】

1. **今後、出力制御に係るお手続きのご案内は、今回ご登録いただくメールアドレス等に行わせていただきます。このため、ご連絡先（お客さまのメールアドレスや電話番号等）をお間違いのないようご登録ください。**
2. 複数のダイレクトメールが届き、かつご登録いただくご連絡先が同じ場合は、まとめてご登録いただくことが可能です。
3. 入力フォームにご登録いただいた内容を修正される場合は、再度入力フォームから正しい内容で始めからご登録ください。

《ご参考》連系開始前までにご対応が必要となるお手続き

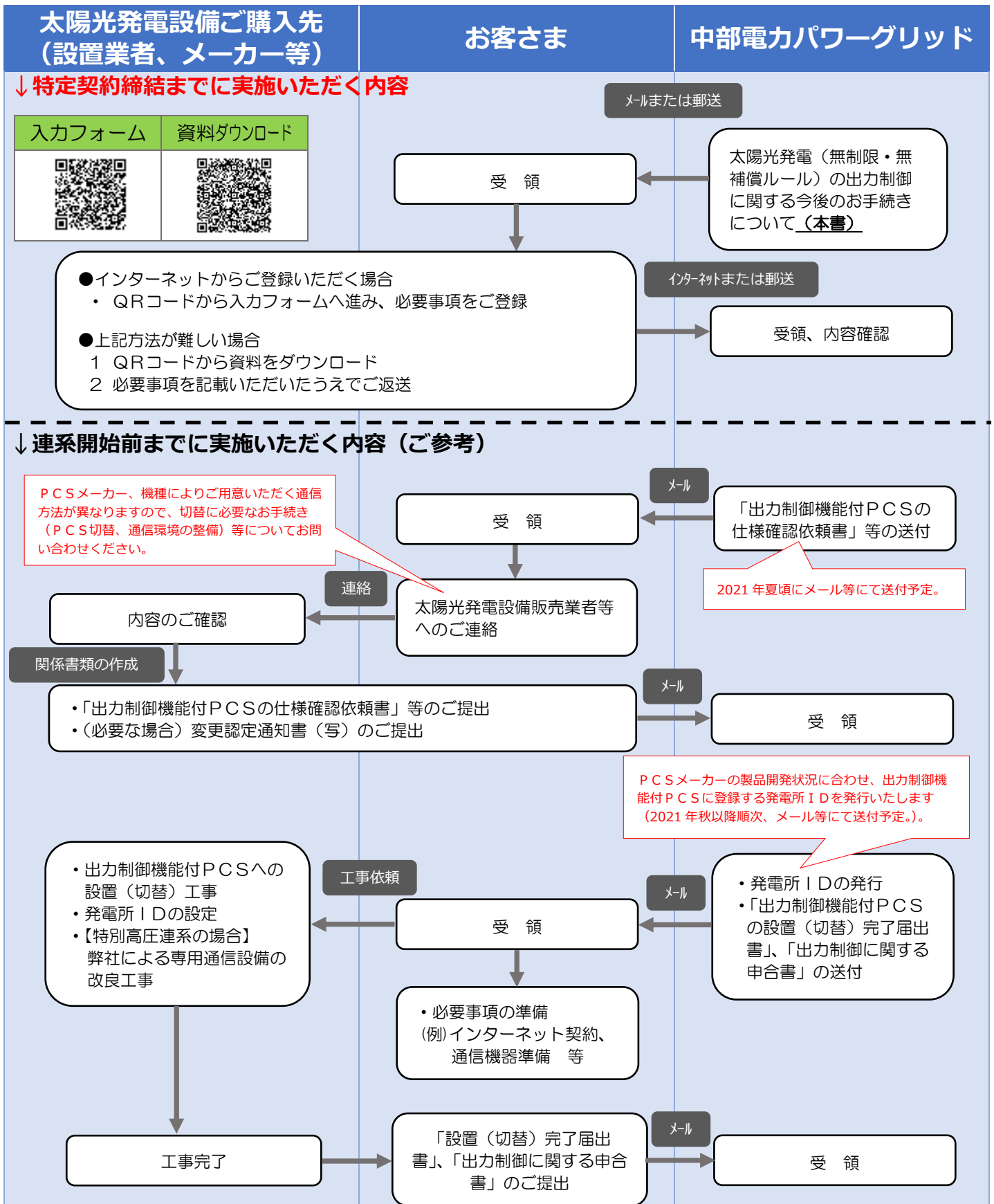
以下に記載されているお手続きの詳細は、2021年夏頃に改めてご案内いたします。

高圧で連系している場合	特別高圧で連系している場合
① 出力制御機能付 P C S の設置（切替）	① 出力制御機能付 P C S の設置（切替）
② P C S のプログラム更新	② P C S のプログラム更新
③ インターネット環境の構築	③ 専用通信設備（C D T を含む）の改良工事
④ 出力制御に関する申合書の交換 等	④ 出力制御に関する申合書の交換 等

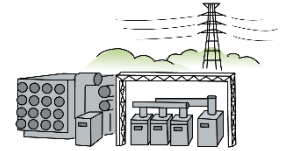
【注意事項】

1. **上記内容は「無制限・無補償ルール」のお客さまにご対応いただくお手続きです。**
2. P C S の設置前に「④出力制御機能付 P C S の仕様確認依頼書（2021年夏頃弊社より送付予定）」を、P C S の設置完了後に「②出力制御機能付 P C S の設置（切替）完了届出書（2021年秋以降弊社より順次送付予定）」をそれぞれご提出いただく必要があります。
3. **上記に係る費用（設備設置費用、通信環境の整備に関する費用等）については、お客さまにご負担いただく必要があります（FIT 法省令、約款、要綱等において義務付けられています。）。**
4. P C S 本体の切替等に伴い、**弊社への変更申込みおよび、国への変更認定申請が必要となる場合があります。**詳しくは弊社 H P（本書末尾に記載の U R L）をご確認ください。
5. 弊社の出力制御カレンダー情報を取得するために、インターネット環境の構築が必要となります。なお、**P C S のメーカーや機種により、ご用意いただくインターネット接続の方式が異なります。**
6. 必要となる手続きの詳細については、太陽光発電設備の販売業者等へご確認ください。

今後のお手続きの流れ

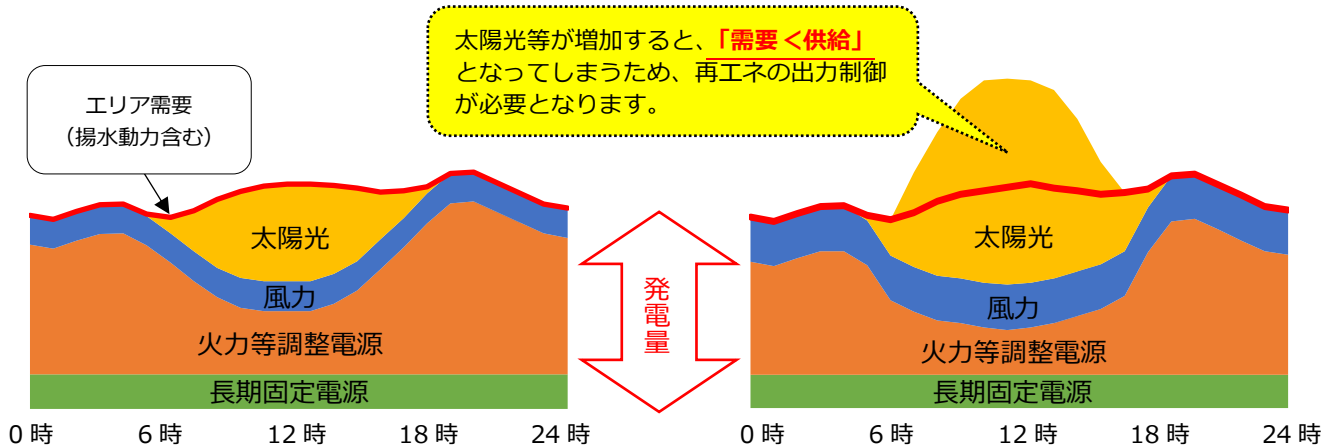


出力制御の概要



出力制御とは？

電気は消費と発電が同時に行われるため、これらを常に一致させる必要があります。このバランスが崩れると、電気を安定してお届けすることが困難となり、最悪の場合、中部エリア全体が停電してしまいます。このようなことが起きないように、中部エリア全体の発電量と消費量のバランスを保つために、発電量を制御することを「出力制御」と言います。



優先給電ルールとは？

FIT 法省令や電力広域的運営推進機関の「送配電等業務指針」(経済産業大臣が認可)において、優先給電ルールが定められています。この優先給電ルールに基づき、火力の制御や揚水運転の活用、連系線を活用した他エリアへの送電およびバイオマスの制御を行ってもなお、中部エリアの余剰電力が解消されないことが見込まれる場合には、太陽光・風力の出力制御を行う必要があります。

出力制御の順番

- ① 一般送配電事業者が調整力として予め確保した調整力(電源Ⅰ)および一般送配電事業者からオンライン調整できる火力電源等(バイオマス混焼等含む)の発電機(電源Ⅱ)の出力制御、揚水式発電機の揚水運転および需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電
- ② 一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力電源等(バイオマス混焼等含む)の発電機(電源Ⅲ)の出力制御、揚水式発電機の揚水運転および需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電
- ③ 長周期広域周波数調整(連系線を活用した中部エリア外への供給)
- ④ バイオマス専焼の制御
- ⑤ 地域資源バイオマスの制御
- ⑥ **自然変動電源の制御(太陽光・風力)**
- ⑦ 業務規程第111条(電力広域的運営推進機関)に基づく措置
- ⑧ 長期固定電源の制御



太陽光の制御区分について

契約申込みの受付日や、発電設備の容量により、無補償での出力制御の上限や出力制御方法が異なります。

<太陽光発電設備における出力制御区分>

お客さまが該当するルール

		旧ルール	新ルール		無制限・無補償ルール
契約申込みの受付日		2015.1.25までの 接続申込	2015.1.26 ^{※1} ～ 2015.3.31 ^{※2} の 接続申込	2015.4.1～ 2021.3.31の 接続申込	2021.4.1 ^{※3} 以降の 接続申込
無補償での出力制御上限	10kW未満	当面の間、出力制御対象外			当面の間、出力制御対象外
	10kW以上 50kW未満	当面の間、出力制御対象外			無制限・無補償での 出力制御
	50kW以上 500kW未満	当面の間、出力制御対象外	年間360時間		
	500kW以上	年間30日	年間360時間		
制御方法		現地操作（手動） または自動制御	自動制御 （出力制御機能付PCS等）		自動制御 （出力制御機能付PCS等）

※1 FIT 法省令が一部改正された日

※2 FIT 法省令の一部改正における 50kW 以上 500kW 未満の経過措置期間が終了した日

※3 FIT 法省令の一部改正により指定電気事業者制度が廃止された日

出力制御スケジュール

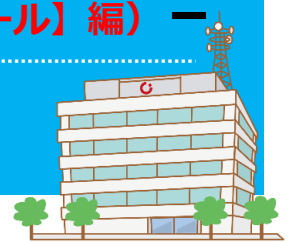
出力制御の前々日に、中部エリア内において再エネの出力制御の可能性があることを弊社HPにより周知します。その後、需要や再エネ出力の想定結果を踏まえ、出力制御を実施する場合には、制御日の前日 17 時頃に制御対象となるお客さまに指示を行います。制御日当日は、前日の指示内容に基づき、出力制御を実施していただきます。（当日の需給状況によっては、出力制御内容を変更する場合があります。）

前々日	前日		当日
17時頃	11時頃	17時頃	5時頃
がHP ある こと に 再 に エ ネ 出 力 制 御 の 可 能 性	気象予報を受信	翌日の需要・再エネ出力の想定 再エネ出力制御量の想定 を再エネ更新（自動制御スケジュール）	気象予報を受信 当日の需給バランスの見直し を再エネ更新（自動制御スケジュール）

（注）出力制御の指示・実施スケジュールについては、今後見直す可能性があります。

Q&A -よくある質問 (太陽光【無制限・無補償ルール】編) -

出力制御に関する「よくある質問」をまとめました。
その他、ご不明点がございましたら、弊社HPをご覧ください。



Q1. 出力制御はいつから実施するの？

A. 中部エリアにおいては再エネの導入が急速に進んでいることから、優先給電ルールに基づき、火力の制御等の必要な措置を講じてもおお、電力の消費量が少ない低需要期には中部エリアにおける発電量が消費量を上回る可能性があり、将来、太陽光および風力発電設備の出力制御が必要になる事態も想定されます。しかし、具体的な出力制御の時期については、今後の再エネの導入状況をはじめ、需要動向や再エネ発電設備の稼働状況などによることから、現時点で判断できる段階にありません。今回のご案内は、2021年4月にFIT法施行規則が改正されたことを踏まえ、出力制御の高度化を図る観点から、「再エネ出力制御システムの構築」および「出力制御機能付PCSの設置（切替）」を順次進めるものです。

Q2. なぜ、出力制御が必要なの？

A. FIT法省令の一部改正にて、2021年4月1日以降の契約申込受付分から「出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、無制限・無補償での出力制御に応じていただくこと」がルール化されており、今回はそれに基づくお願いです。

Q3. 出力制御機能付PCSってなに？

A. PCSには、太陽光パネルにより発電した電気を安定した出力に整えて、弊社系統へ連系する役割があります。このPCSに出力制御ユニットを取りつけることで、弊社の出力制御スケジュールに合わせて発電量を自動で制御することができます。このPCSを「出力制御機能付PCS」と言います。

Q4. 出力制御機能付PCSへの切替を行わなかった場合どうなるの？

A. 2015年のFIT法省令の一部改正に基づき、出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用の負担、年間360時間までは無補償での出力制御に応じていただく必要があります。このため、切替に応じていただけない場合、FIT法省令、約款、要綱等に基づき、ご契約を解約（廃止）させていただきます。

Q5. なぜ、通信環境（インターネット等）が必要なの？

A. 弊社が毎日更新する出力制御スケジュール情報を取得するため、通信環境を構築いただく必要があります（PCS切替前までには準備が必要です。）。既にインターネット環境がある場合も、インターネット回線とPCSの接続が必要となりますが、詳しくは太陽光発電設備の販売業者等へお問い合わせください。なお、特別高圧連系の場合、専用通信回線の改良工事が必要となります。

Q6. 山間部等でインターネット環境がない場合はどうしたらよい？

A. 予め1年先までの出力制御スケジュール（固定スケジュール）をPCSメーカーさまに登録していただくこととなります。なお、固定スケジュールは、最新の気象状況を反映できないため、インターネット環境がある場合に比べ、制御量が大きくなる可能性があります。

※ その他、よくある質問については、弊社HPに記載しておりますのでご確認ください。

URL https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/ippan/powerconnection/facility/fcl_questions/

